

名古屋市上下水道局管理規程第29号

名古屋市上下水道局職員の特殊勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第35号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月29日

名古屋市上下水道局長 酒 井 雄 一

第5条第1項中「交替制規程第2条第4号」を「交替制勤務に従事する職員の勤務時間等の特例に関する規程（平成22年名古屋市上下水道局達第1号。以下「交替制規程」という。）第2条第5号」に改める。

附則第2項中「第2条第4号」を「第2条第5号」に改める。

附 則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。